

令和3年6月18日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 橋 本 真 美 総 務 課 長 矢 動 丸 栄 二 ま・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘 財 政 課 長 川 原 俊 史 危機管理対策監 弥 永 正 一 建 設 課 長 高 島 真 幸 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 扇 智 布 由 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 税 務 課 長 森 園 敦 志 教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 島 洋 生 涯 学 習 課 長 小 川 成 弘 文 化 課 長 宗 雲 英 則
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 事 松 田 望

議事日程 令和3年6月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）
- 日程第2 討論・採決
- 日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第1号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 意見書案第1号。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。これから、提出者より説明をお願いいたします。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。6番原田希でございます。

私のほうより意見書案の提案をさせていただきます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 原田 希

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月18日提出

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

今年、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになった。今後、小学校に留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、コロナ感染対策を十分取り、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が求められる。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・

不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保するためには、教職員の抜本的な定数改善が求められている。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備のために、義務教育費の国負担率の改善は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 少人数学級を中学校・高校まで拡充するなど、さらなる教職員の定数改善を行うこと。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	菅	義偉	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
総務大臣	武田	良太	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	萩生田	光一	様

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第2 討論・採決

日程第2. 討論・採決。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第22号 上峰町新たな地場産品をつくる条例の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論ありませんか。

○3番（原 直弘君）

議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算に関して、反対の立場で討論をいたします。

今なお続く新型コロナウイルスの脅威が国民の暮らしに与える影響は計り知れず、ワクチン接種が進んでもこの脅威はすぐに消えるものではありません。この状況下において、国や各市町村が行う支援や拡大防止策はコロナ禍での生活を支える上で大変重要なものであり、本町においても将来を見据えた対策が必要であります。また、本町の感染者数においては、6月17日現在で29人であり、一見すると少ないように感じますが、人口に対する感染者数の割合は佐賀県下で6番目となっており、決して安心できる状況ではありません。

この状況下において、町民の安心安全に積極的に取り組むことは行政の責務であり、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、あらゆる事態を想定し、でき得る限りの対策を立てて実行することが今最優先すべき施策であると考えますが、その施策が本予算では不十分なものとなっています。

また、今回の予算では、上峰町の魅力を発信する事業に委託料として3億円が計上されていますが、新型コロナウイルス感染症に対する対策が十分とはいえない状況の中で、一事業に3億円もの費用をかけて行うことは納得しかねることであり、これを容認することはできません。

また、イオン跡地を再開発するために町が評価額約494,000千円の土地を出資し、民間事業者が27,900千円を出資して合同会社が設立されましたが、その出資比率は町が約95%、事業者が約5%であるのにも関わらず、利益配分は町と民間事業者はともに50%で利益を折半するようになっており、今回設立された合同会社は民間事業者を優遇したものとなっています。本予算では、この民間事業を優遇した負担金が計上されており、このことからこの予算を承認することはできません。

以上のことから、議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第2号）に反対の意思を表明いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

賛成討論はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。先ほど反対の中でいろいろと項目を上げて反対の意見を申し上げられましたけれども、例えば、コロナ対策についても国が今進めて

いる12歳以上の接種についても、次の補正予算で確認したところ、12歳以上を対象にしたところでの予算計上という説明を受けました。国の指導に基づいて主管課で対応をされておりますので、私は十分な予算計上ができているというふうに解釈いたします。

それから、イオンの跡地の中心市街地の開発なんですが、合同会社での出資比率、あるいは利益配分の中で、確かに係数的にはそういうふうになっておりますが、今後、合同会社での出資も変動していくというふうな主管課の課長の説明もありました。したがって、ここで反対して止めるんじゃないくて、あくまでも状況を見ながら、予算の要求がされたときにその都度十分議会としての意見を申し上げていけば、ここで補正予算を止めるということには、私は至らないと思いますので、以上の理由から賛成をいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

私は、今年度の補正予算に関して、今回の上程されました補正予算について、反対の立場で討論をいたします。

同僚議員が反対の立場で説明されたように、まず、コロナ対策については、今ワクチン接種を町内で行っていく計画等をその実行において本当によく努力しておられると思いますが、私も一般質問の中で質問をさせていただきましたが、それ以外に対する、つまり、ワクチン接種以外の部分です。コロナ禍において町民の皆さんが心配される事柄について経済的なことであったり、自分がコロナの感染をしているんじゃないだろうかという心配されている方々へのPCR等の検査等についての計画が今の段階ではなされていません。

ですから、私としては、ワクチン接種は大事なことではありますけれども、それ以外のことにもしっかりと目を向けて、困っている、経済的に困窮している世帯や、本当に感染を心配しておられる方々のための検査、こういったものに十分計画等予算を割いていただきなかったというのが、まず、反対の理由として1つあります。

2番目に、今度のイオン跡地の再開発、中心市街地活性化事業に関することですが、先般の今年入ってからの臨時議会でもそうだったんですが、町長は、上峰町としては土地そのものの現物出資しかしませんということは言明しました。

しかし、今回予算で上がってきているもので2つ私が気になるものがあります。

それがまず、委託料です。LABVアドバイザー一委託料8,300千円、また、負担金補助及び交付金の合同会社設立時町出資部分公租公課負担金28,107千円ですが、合同会社が設立されてもう合同会社中心になっていきますということは何回も町長はじめ担当課長からそういう答弁をいただきました。そして、町からの発言も控えていくということも伺いました。そんな中で、合同会社つばきまちづくりプロジェクトがこの運営を行っていく、土地も彼ら

の土地になっています。そして、町としては土地の出資のみと説明しています。こういったことを説明しているにも関わらず、もう早々にこのように私の言葉で言うとなし崩し的に町がそういう補助的な出資を行っていくなれば、今後本当に莫大な金額が予測される今回の事業ですが、一体どこまで町は金銭的な補助であったり負担を行っていきののだろうか、という大きな心配があります。町の出資を監視する立場の者として、これらの事柄に対して反対をせざるを得ません。

こういった理由で反対いたします。

○議長（中山五雄君）

賛成討論はありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

私からは賛成の立場で討論したいと思います。

まず最初に、コロナウイルス関連ですが、佐賀県では1回目の接種率全国トップ49.37%、その中で上峰町も1回目43.22%、この割合はかなり高いのではないかと、これから、64歳から、また、その下の世代に向けて進んでいくわけですが、ここでこのワクチン接種を止めるわけにはいかない。

それから、今、コロナウイルスで疲弊している飲食業、地元の商工会、全ての業種が疲弊しているというわけではありませんけれども、そこに、今疲弊しているところに光を当てていくというか、地域通貨発行負担金、やっぱりここは、地域の業者は待ち望んである事業ではないかと思えます。それから、特定地域づくり事業推進補助金もふるさと納税関係ですが、昨日のテレビ番組を見ていたら、ランキング形式で紹介されてあったんですけど、去年は上峰町2ランク下げてあって、そして、一番下のふるさと納税のランキングの下のその自治体と比べてあって、やっぱりPRの仕方ランキングの差がテレビを見ていて思ったのは、中身の商品あまり変わらないんですけども、そのふるさと納税の消費者というか、してあるところにいかにPRしていくか、そこがものすごく大切なことかなと、今年度は上峰町、ちょっとお伺いしたらかなり苦戦されておって、ふるさと納税だけではないんですけども、事業をしているところ、必要経費、PR経費はやはり重要な部分ではないのかなと、何もしないでそれだけ売上が伸びることはいいんでしょうけれども、制約の中である程度ふるさと納税を上げていくということは必要経費、PR経費はかなり大切なことかなと思えます。

また、中心市街地もここで止めるわけにはいかないと思えます。やはり、今までしてきたことを、これから一刻も早くオープンすることということで私はここで止めるわけにはいかないということで、以上の理由で私は賛成です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 動産の買入れについての討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 権利の放棄についての討論に入ります。討論ありませんか。

○3番（原 直弘君）

議案第28号の権利の放棄について、反対の立場で討論をいたします。先ほどの一般会計補正予算の討論で申し上げたとおり、イオン跡地を再開発するために町が評価額約494,000千円の土地を出資し、民間事業者が27,900千円を出資して合同会社が設立されましたが、その出資比率は町が約95%、事業者が約5%であるにも関わらず、利益配分は町と民間事業者がともに50%で、利益を折半するようになっていることから、町と民間事業者でつくった合同会社は町の不利益を生む会社と言わざるを得ません。このまま町の不利益を生む会社の状態でイオン跡地の再開発を進めた場合には、再開発に係る費用の大半を町が負担することになり、その費用は莫大な額となることから、将来にわたり町に多大な損失を与えることは明らかであります。

現に、本議会に上程されている予算でも、町が不利益となる条件の下で2,8000千円を超える町の負担が出てきておりますので、町にとって不利益となる条件の是正を早急に行う必要があります。

もし、この不利益な条件のままなし崩し的に再開発を進めた場合は、町が巨額な支出をしなければならないことは明白であります。よって、町にとって不利益な条件が解消されていない現状においては、再開発に関する議案には賛成しかねますので、この議案については反対の意思を表明いたします。

○議長（中山五雄君）

賛成討論はありませんか。

○8番（大川隆城君）

私はこの件について賛成の立場で討論したいと思います。

今回の権利の放棄、これは、L A B V方式を進めていく中での手だてとして必要な手だての一環としてされているものでありまして、先ほど来、その出資比率の格差が違ふということでの意見が毎回述べられておりますが、このイオン跡地の活性化事業は緒についたばかりであります。と同時に、この出資比率関係もこれが最終決定ということではなくて、今後、変化していくこともありますという答弁も出ております。

ですから、やはりこの活性化事業におきましては、この上峰町の最大の関心事であり、皆さんが待ち望んでいる活性化事業でもございます。できるだけ早く実現に向けて進めてほしいという言葉も何回となく出てまいりました。合同会社が設立されて、いよいよその緒につき、今動き出しているわけなんです。ですから、ここで止めるわけには行きません。やはりこれはきちんと手だてとしてやりながら今後この合同会社によって、いろいろ進めていかれ

ましようし、その中には当町からも入って意見を言う場もありますから、その辺での協議は十分重ねながら行かれることと思います。

ですから、この件については、私は賛成をし、前に前にと進めてもらいたいというのを思っているところであります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

議案第28号について、反対の立場から討論いたします。

先ほども反対の意を表明された同僚議員のほうと同様の内容ではあるんですけども、今回のこの市街地活性化事業について、本当に莫大な予算と申しますか、莫大などにかく金額がかかるだろう。そして、町が、先ほど申し上げましたけど、補助する部分、負担する部分、こういったものが予想すら議会にももちろん発表ありませんし、そういう話も全く見えてこない、このような状況で、このままこの事業を押し進めることについて、大変心配をしています。

ほかにも理由はあるんです。なぜなら、私が一番本当に気になっているのは、土地の出資だけということ町長はずっと言明してきましたけれども、実際に公租公課の負担であったり、そのLABVの事業に知見を持たれるアドバイザーの雇用であったりというのを町の予算で行っています。私から見ると、発言に一貫性がないように見えます。このようなことから、今後もまた紆余曲折を経ながら町が支出していく、町が経済的に、金銭的に支出していく可能性を考えると、慎重にいろんな条件を再度議会のほうに提示していただき、今回の町と合同会社の立場についてとか、金銭的なものについてのそういう見込みについて提示していただき、安心できる材料をやはりいただかないと、私も賛成しかねます。こういった理由で今回の議案第28号については反対いたします。

○議長（中山五雄君）

賛成討論ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

私は賛成の立場で討論をします。

過去の議会なり、執行部からの説明を受けますと、イオンから土地建物の無償譲渡の条件として、滅失登記をすることが条件であります。したがって、解体することが条件でありますので、この権利を放棄しないと町で解体工事をしなければならなくなってくるというふうに思います。そうしますと、解体工事費だけでも先ほどの同僚議員の発言でもありましたように、数億の金がかかるような金を町が負担しなければならない。この権利の放棄をすることによって、合同会社で解体工事をしてもらえれば、それだけ町の費用負担も少なくなるわ

けですから、町のためには願ってもないことだというふうに思いますので、私はこれはぜひとも賛成して前に進めていただきたいというふうに思いますので賛成いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

森園敦志君の退場を求めます。

〔森園税務課長 退場〕

○議長（中山五雄君）

これより討論を省略して議案第29号を採決したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第29号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。森園敦志君の入場を認めます。

〔森園税務課長 入場〕

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

議案第30号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 上峰町副町長の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第31号を採決したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第31号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

発議第1号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第3. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申出のとおり閉会中の

継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、会議を閉じます。令和3年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。
御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

午前10時7分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 大川隆城

上峰町議会議員 寺崎太彦